

平成21年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成22年3月19日)

1 日 時

平成22年3月19日(金)

午前 10時00分 開会

午前 11時35分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 5階東会議室

3 議 事

(1) 産業廃棄物税のあり方について

(2) その他

4 出席委員

後藤忍 佐藤俊彦 中井勝己 浜津三千雄 引地宏 福島哲仁 星サイ子  
堀金洋子 和田佳代子(以上9名)

5 欠席委員

稲森悠平 加藤大蔵 津金要雄 長林久夫 渡部チイ子 (以上5名)

6 事務局出席職員

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

長澤 産業廃棄物課長

梁取 不法投棄対策室長

(総務部財務総室)

小椋 税務課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、議事録署名人を中井委員と福島委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 産業廃棄物税のあり方について

◆資料1及び資料2について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（引地議長）

ただ今の中間とりまとめ案（資料1及び2）について御質問、御意見があればいただきたい。

（佐藤委員）

ただ今説明があった資料2の15頁の併せ産廃について、私は少し違うのではないかと思います。資料には一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物となっており、1社、1台の中に一般廃棄物と産業廃棄物が入っているという解釈で説明されたと思う。そのために課税客体の数量の把握が非常に困難であるという話であるが、併せ産廃自体は行政が持っている唯一の処分場、いわゆる一般廃棄物の最終処分場の中に産業廃棄物も入れることができるということであり、汚泥、もえがら、ばいじんとある中で指定したものを入れても良いということだと理解している。一般廃棄物が一緒になっていることもあると思うが、産業廃棄物の場合は業種を限定して持ってくるので、郡山の場合だと併せ産廃を指定しているのは、紙くず、木くず、繊維くず、植物性残さとうたっており、なかなか一般廃棄物も入るということ自体がない。種類が限定されているため、産業廃棄物の中間処理施設と同じような形で産業廃棄物税相当額の数量の把握は可能だと思う。その辺についてお考えをお聞きしたい。また、県内で併せ産廃でやっている処分場がどのくらいの量なのか分かれば参考に教えてほしい。

（渡辺生活環境総務課主幹）

説明が正確ではなかったかもしれないが、佐藤委員が言われたとおり、あくまでも例えば市町村の焼却場に一般廃棄物と別に産業廃棄物も入ってきて焼却の段階で併せて処理されているということである。問題は入ってくる段階ではある程度重量は分かるが、該当する市町村、一部事務組合にも聞いたところ、最終的に焼却灰、最終処分となった時にその事業者から出た分がどのくらいのなのか正確に把握するのは困難だという話であり、平成16年の時に今のような扱いとなった。ちなみに県内でどのくらいという話であるが、平成18年度のデータしかないが、併せ産廃はトータルで1万トンくらい。郡山の清掃センターなどに入ってくるものなどである。年間では県内全体の0.1%くらいになる。正確な部分までは把握しきれていないが概算ではこのようになっている。

（佐藤委員）

併せ産廃について量的にはそのくらいかと思う。今説明があったが、一般廃棄物が入っているから、生ゴミが入っているから数量が分からないとは決して言えないと思う。中間処理施設でも汚泥の含有率が85%以上のものは埋立てをしてはいけないというこ

とになっているので焼却施設にまわしている。そのもの自体がどのくらいになるのかという計算をどうして我々だけができて役所にできないのかという議論になると思う。我々中間処理業者においては、減量相当分を勘案して、例えばうちの焼却炉だと10トン燃やしたうち最終処分に行くのは1トンなので産廃税相当額ということで千円分いただくというような。併せ産廃として持ち込まれている木くず10トンが焼却されて0.5トン分になった場合に、0.5トン分の請求は出せると思う。その辺はどうであろうか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

確かに産業廃棄物処理の場合に減量化率、処理残さ率についてある程度標準的な数値もあり、佐藤委員のおっしゃるようなこともあるかと思う。今回はこれまでの議論等を踏まえて中間とりまとめ案としてお示ししたが、場合によっては他道府県でどう扱っているのかも参考にして検討するというのも、例えば15頁の「その他」のところで再度表現を少し整理させていただいて、今回は中間とりまとめなので課題は課題として、その辺を追加しながら、実際に今後技術的にも可能なかどうか、その辺が見えるような形ではどうかと思う。

(佐藤委員)

私が言っているのは産業廃棄物について平等でないということ。一般廃棄物の併せ産廃として持ち込むことによって産業廃棄物税がかからず、産業廃棄物処理施設に持ち込むと産業廃棄物税がかかってしまう。産業廃棄物への課税はある程度平等でなければいけないという基本のもとに話している。その辺も今後の参考にしていただきたいと思う。一般廃棄物の処分場であれば税がかからなくて産業廃棄物の処分場だと税がかかるというような形ではなくお願いしたい。

(引地議長)

いわき市でもあまり大きくない事業者は一般廃棄物の処分場に持って行くこともある。それを禁止するために、直接焼却施設に持って行って、料金を取って、事業者が廃棄物の内容を見てこれは直接燃やすことは難しいなどの指導をし、比較的燃えやすいものは受け入れる。焼却しにくいものは中間処理施設に持って行って処理してもらうということを進めているようだ。完全にどこまできちんとやっているかは分からないが、原則は一般廃棄物と産業廃棄物を分けることを前提としている。しかし分けにくいものもある。商店など小さい事業所は完全に分離できるかというとなかなか難しい。廃棄物の種類で区別しようということをやっているように思うが、詳しいことは分からない。県内でもそれぞれ違うやり方をしているのではないかと思う。一般廃棄物と産業廃棄物の区分について何か情報があればいただきたい。いわき市には最終処分場があるがどんどん持ち込まれるとすぐにいっぱいになってしまう。制限する意味でもできるだけ入れないようにしなければならないが、区別しにくい場合が多い。

(渡辺生活環境総務課主幹)

一般廃棄物と産業廃棄物についてはある程度明確に法律上の定義がある。ここで佐藤委員が言ったのは、一般廃棄物を処理する市町村が産業廃棄物も併せて処理ができるという規定についてである。こういった産業廃棄物には課税する、こういったものには課税しないというような例外はあまり作らないようにということが従来の環境審議会等での方向でもあった。併せ産廃については、今後予定されている地方税制等検討会の中でも平成16年当時も議論いただいて今の制度になった経緯はあるが、なお、今後も検討していただくことにしたい。

(福島委員)

今後のあり方についてというところの14頁に、前から問題になっていた、中間処理業者が排出事業者に最終的な処分量にあわせて税相当額を転嫁するというのが、中間処理業者がたたかれてしまってできないという問題がある。実際に事業者へ周知徹底するだけで適正な転嫁ができるのかどうかという疑問がある。行政として来年度以降どうしていくつもりか伺いたい。

また、特例納付の関係で、火力発電所が1/2の課税ですんでいる。実際には景気の問題もあってセメント需要が減っているということで最終処分量は増えており、このままいくと平成22年度の目標を達成できない状況になる。実際、火力発電所に努力していただかなくてはいけない部分もあると思うが、県としてどのように働きかけをするのか。何か具体的な方法はあるのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

1点目の中間処理業者から排出事業者への税相当額の転嫁を進める方法について。従来からも色々な広報媒体を通じ、こういう仕組みで排出事業者が税相当額を負担するというのを周知してきた。例えば税制度スタート時にやった方法としては、法人税の申告書を送付するときにこうしたチラシを同封する、各方部の色々な研修会において仕組みについて理解していただくなど、もちろん税のホームページには載せているが、さらに個別に排出事業者への働きかけをやっていくということである。また、新聞広報を活用することも考えている。

2点目の石炭火力発電所について。主にセメント原料に利用されているが、ただなかなか景気の動向等で思うように再利用が進んでいないのは事実。ただ、その中で各事業者へ聞き取りしたところ、スポット的な工事に対する需要もあるとのことから、そういったところへの利用。それから電気事業連合会の中でも地球温暖化の防止といった観点も含めて、環境行動計画に基づく取組みを進めるということをやっている。資源有効利用促進法上の指定副産物とされていて、その中で再生利用の促進計画というものを立てて取組みを進めている。県としては、産業廃棄物税を活用して、例えば金属製品の表面を加工するという加工材にばいじんを再利用できないかという研究をしている。全体に

対する量はそんなに多くないと思うが、こうした技術開発を進めながら有効利用に努めていく。

(福島委員)

中間処理業者は非常に弱い立場であり大変だと思う。なかなか罰則になじまないものなので緊迫感が無いのかもしれないが、暗にこれは脱税しているということにもなるのかなと思うので、その辺の意識が事業者にあるのかどうか。それから、火力発電所に関しては税金を払っているからいいだろうということではなくて、県全体として22年度の目標達成ができない大きな原因になっているという意識を事業者の方にも持ってもらった上で努力していただきたいと思う。

(引地議長)

私から一言。発電所の方に聞いたことがあるが、温暖化対策の一環あるいは廃棄物の焼却灰等の利用について建設業界が厳しいのでなかなかセメント原料に使ってもらえないということで、ガス化、液化することによってどれだけ減らせるか、効率良く燃やせるか検討はしているようだ。完全にまだ軌道には乗っていない。工夫はしているようだが難しい課題。今まではセメント原料に利用してもらっていたから比較的楽だったが、それがずっと落ち込んでいる。産業廃棄物税を有効に利用してもらうことで何か削減につながるのであればそうしてもらいたいと思う。これも今後の課題のように思う。そういうことで何か事務局の方でないか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

おっしゃるとおりの部分はあると思う。参考までに県内のある石炭火力発電所においては、木質バイオマスを混焼率3%くらいで今後導入する予定があり、またそこでは一部下水道汚泥を炭状にして炭化燃料を混焼するといったことが取り組まれている。まだ実証試験段階だが、石炭ガス化複合発電（IGCC）の試験において、石炭灰がガラス状のスラグとして排出されるため、容積がほぼ半減するといった研究・実証がされている例がある。それらで直ちにどうなるというものではないが。

(後藤委員)

14頁の課税の特例措置について、表現上の問題と質問1点がある。下から4行目に「排出抑制の実効性と適正な税負担との調和ある税制度」とあるが、「調和ある」というのは対立項を併記してそのバランスをとるという意味で使われると思うが、「排出抑制の実効性」と「適正な税負担」とは対立項ではない。むしろ同じ。「適正な税負担」という表現は「適正規模の税負担」とした方が良い。この場合の適正は規模の方にかかる。「調和ある税制度」は「双方を考慮した税制度」とした方が良いのではないか。もう一点の質問だが、課税の特例の1万トンという線について引き上げることも含めて検討はしたのかお伺いしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

表現については修正したいと思う。また、環境審議会の中では具体的に1万トンについての議論はしていない。そもそも1万トンの部分については、課税していく部分で地方税制等検討会等の中での議論かと思っている。

(後藤委員)

1/2はいじりにくいと思うが、1万トンを2万トン、10万トンにするなどを含めて少し検討する必要があるのではないか。唯一効果が表れていない部分なので、何らかの見直しをした、あるいは見直しのための検討をしたということが伝わるような文章にした方が良いと思う。パブリックコメントにかけた時に皆さん指摘をしたくなる所だと思うので。今後引き続き議論していただきたいと思う。

(引地議長)

ただ今後藤委員の1万トンについて。大量に出す排出事業者に削減対策をしてもらいたい、それから、ある意味では有効に使っても税金を減らせないという状況。そういう目的でこれを当初認めたいきさつがある。他県でもこういう風にやっているところが多い。排出量を少なくするようになれば一番いいが、経営上税額が増えると負担が大きく倒産してしまうということもある。

(後藤委員)

そのような経過はあると思うが、他県の状況を見ると、多量排出事業者に対して軽減措置をとっているのが、1万トン以上のラインは大分県くらいで少ないという印象。1万トンというラインが排出事業者にとってどのくらいの負担になっているか、相対的に痛みを感じるくらいのラインなのかどうかという感じがする。本当にこれで効果があるのか、ラインの引き方を含めて検討する価値があるのではないか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

後藤委員のおっしゃった件は地方税制等検討会で当然議論していただく。それを踏まえて再度環境審議会で検討していただきたい。今回はあくまでも中間とりまとめなので。

(中井委員)

併せ産廃の件で調べていただきたい。税導入後、税金逃れのために併せ産廃が増えていくという傾向はあるのかどうか。これが難しければ併せ産廃を処理している大きな所を。サンプル的なものでも良い。それから、併せ産廃は小規模なところから出たものが併せて1万トンになっているのか、ある程度大きい所が継続して出しているのか、その辺りも調べていただいて次回検討した方が良いと思う。これは事務局への要望として。

(渡辺生活環境総務課主幹)

数量的なデータについては先ほど古いデータということで18年度をお示しましたが、それ以前の平成16、17年度を見ても、その当時は税制度がなかったので比較はできないが、少なくともその当時は約1万トン位で変動はない。税導入後に変動があったのかどうかについては次回までに実態を調べたい。

(堀金委員)

今の併せ産廃の件だが、具体的にこういうことがあったということで一般住民として話した方がいいかと思ったので言う。農業から出る大量のビニールをごみ焼却場に持って行ったら事業者を持って行ってくださいと言われ、業者に全部で4千円取られた。その際、従業員に細かく砕いたらただになるよと教えられたという。今思い出したのでお知らせしておく。

(長澤産業廃棄物課長)

農業用ビニールについては方部ごとに回収して循環処理を進めるということでやっている。そういうことも確かにあるので農林水産部とも連携してやっていきたい。大変貴重な情報に感謝する。

(渡辺生活環境総務課主幹)

中井委員の御発言に対して補足したい。併せ産廃は近隣に処理施設がないなど色々な地域の事情により市町村が一般廃棄物処理計画に基づいて受け入れているというのが原則であり、各々の市町村で受け入れるものを決めているので、産業廃棄物がどんどん増えていくことはそうはないと思う。なお、先ほど申し上げたように実態を調べていきたい。

(引地議長)

だいぶ色々な意見がでたが他にも議論があればいただきたい。税が有効に使われて最終処分場に持ち込む量が減るとというのが最大の目的である。今後も見直しが必要ではないかという意見もあった。そういう意見も考慮に入れて今後のあり方が問題になるのかなという気がする。また、意見としては出なかったが、不法投棄されたものの後処理に税金を使うことについては何かあるか。最終処分場はなかなか地域住民の賛同を得にくい面もあるので、処分場の周辺の環境整備とか、あるいは税をとるようになったために不適正処理、不法投棄してしまうという問題も気になる場所であるので、監視体制が厳しくなってきたというのは大変いいことだと思う。ただ不法投棄の発見量は増えてしまったので不法投棄の防止対策も大切だという気がする。

(星委員)

目的別の事業充当額を見ると不法投棄への充当額がずいぶん大きい。不法投棄を防止するための税とは違うと思うのだが、その辺どういう考え方で充当しているのか。不法投棄して得するような仕組みでは困る。他県から持ってきて不法投棄されるようでは困る。それに対して、文字だけでもいいから書いておいた方がいいと思う。不法投棄を発見した場合には云々と書いた方がいい。税をとられる方からしたら不法投棄に莫大なお金をかけているのはおかしいと思うのではないかという気がする。

(渡辺生活環境総務課主幹)



税の使途、充当事業の考え方が、資料2の15頁にあるように、排出量の抑制とリサイクルの推進などの目的に合致し、なおかつ効果的なものを、関係する各団体からの要望なども踏まえて構築している。今後とも有効に使うように心がけていきたい。不法投棄の充当額は確かに大きいですが、資料2の6頁でさきほど御説明したように、不法投棄件数はある程度減っている。体制をしっかり固めて不法投棄をさせない、早期発見防止に努めるなどの効果もあって、充当額的には多いかもしれないが効果が上がっているということである。今後は排出抑制につながるような、例えば技術開発に対する支援などを考えていきたい。

(引地議長)

20年度の1件は例外に近いものという気がする。こういうことは絶対にあってほしくない。最初は不法投棄の体制の整備に多く使われたが、今後は排出量の抑制の方に使われることが多くなるのかなと思う。それに期待している。以上でだいたいよろしいか。

それでは今後の進め方について事務局に説明をお願いします。

◆資料3について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明を行った。

《質疑応答》

(渡辺生活環境総務課主幹)

事務局から確認させていただきたい。先ほどの14頁のところで後藤委員から指摘のあった文言表現については修正し、次の15頁のいわゆる併せ産廃については、例えば他の道府県の取扱いも参考に今後検討する旨追加するなりしたい。部会長と相談の上中間とりまとめに反映する。今後のスケジュールについては以上である。

(引地議長)

産業廃棄物税の効果は見られており、より効率的に効果的にするにはどうしたらよいかという方向に進んできたと思う。今後、パブコメや税制等検討会の検討結果を踏まえて最終的に環境審議会で決めたいと思うが、いかがか。

(各委員)

異議なし。

(引地議長)

他に皆さんから何かあるか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

部会長と相談した結果の中間とりまとめについては、委員の皆様にお送りしたい。

以上で(1)の議題を終了した。

(4) 議事(2)その他については、特になかった。

(5) 閉会（司会） 菅野生活環境総務課主任主査